

規 則

埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九号

埼玉県聴聞規則の一部を改正する規則

埼玉県聴聞規則（平成六年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「啓先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者の氏名（団体にあつては、その代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者の氏名（団体にあつては、その代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県聴聞規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。